

「Subject」  
今こそ、事業承継!

特集  
企画

4  
Apr.

Special Feature

税理士法人プラス 最高執行責任者・代表社員

税理士・行政書士 寺西雅行

URL <http://www.souzoku-rescue.net/>

E-mail [info@plus-office.net](mailto:info@plus-office.net)

# 「事業承継」対策をスタートさせる前に必ずお読みください 課題とチェック項目と資金調達

- ・ 一般にいう『事業承継』には、次の2つの側面があります。
- ・ 「企業理念や技術の伝承から捉えた経営承継」という側面
- ・ 「財産権と経営権の承継」という側面

前者の対策は当然ながら、相続税改正を起因とする相続や自社株・事業用財産の分散リスクなどを考えれば、後者の対策も必須と言えます。特に、自社株を分散させていたり、個人財産を会社に貸与・担保提供している場合は、今後の支配権や法人運営に影響しますので早目のアクションをお勧めします。

本稿では「事業承継の課題」、「9つの準備項目とチェックリスト」、「事業承継の資金調達支援制度」の情報を記載しました。実際に事業承継をお考えの経営者の方は、ぜひ参考にしてください。

## 解決すべき事業承継の課題

- ・ 子どもは複数いるが後継者に確実に引き継がせたい。
- ・ 改正相続税法による相続税の納税で苦労しそう。
- ・ 株価が高い(内部留保や含み益資産が多い)。業績も安定・成長している。
- ・ オーナー所有の社屋や敷地がある。担保にも入れている。
- ・ 遺言書をまだ作っていない。遺産分割方法や遺留分も気になる。
- ・ 後継者以外の親族や従業員に相当数の株を持たせている。
- ・ オーナーの配偶者が筆頭株主である。
- ・ まだ後継者を取締役にしていない。
- ・ 決算書上にオーナーと会社との間の金銭貸借が掲載されている。
- ・ 直前期や今期は一時的に業績が下がりそう。
- ・ オーナー所有の社屋や敷地について賃貸契約書を作っていない。
- ・ 役員退職金規程が未整備。
- ・ 後継者が見つからない。 など

**事業承継対策の実行前に9つの準備項目を  
入念にチェックしてみましょう。**

**① 自社株について**

**【確認書類】**

- ・株主名簿
- ・法人履歴事項
- ・贈与契約書
- ・取締役会議事録

**【チェック項目】**

- 株主名簿の確認（実質所有者の確認）
- 過去の株主の確認（現代表者・後継者・親族）
- 過去の配当受取実績・議決行使実績・増資実績の確認
- 譲渡承認取締役会議事録の確認
- 贈与契約書・贈与申告の有無
- 株券発行・名義書換の有無
- 表明の可能性
- 株価算定（相続評価や営業権付時価純資産評価など）

**② 事業必須財産・担保財産について**

**【確認書類】**

- ・賃貸契約書
- ・不動産謄本
- ・公 図
- ・建物図面
- ・固定資産評価明細

**【チェック項目】**

- 必須財産のピックアップ（不動産・動産など）
- 賃貸借契約・使用貸借契約書の存在の確認
- 賃料及支払い実態の確認
- 分筆・地積更正の必要性確認
- 担保変更の検討
- 特許権・許認可・免許・資格などの確認
- 個人保証の有無（借入・リース・仕入など）

**③ 社内整備**

**【確認書類】**

- ・法人履歴事項
- ・定 款
- ・保険証券
- ・退職金規程
- ・契約書

**【チェック項目】**

- 役員の変遷の確認
- 役員退職金規程の確認・整備
- 業種業態の確認（子会社含む）
- 経営者保険などの加入状況確認
- 役員金銭貸借の有無・返済・免除の検討
- 定款変更の検討（総会召集・売渡請求・無議決権株ほか）
- 取引先との各種契約書法人保証のチェック
- 不良債権・不要資産の検証
- 中期業績予測。従業員退職金予定、大口支出など

**④ 売却の検討**

**【確認書類】**

- ・直近契約書
- ・直近試算表

**【チェック項目】**

- 自社株を発行人が買取検討（財源規制・数・金額）
- 自社株を発行人以外が買取検討（数・金額）
- 事業用財産などの買取検討
- 買収資金の財源（承継金融支援の活用等）

**⑤ 遺言の検討**

**【確認書類】**

- ・遺 言
- ・過去贈与財産リスト

**【チェック項目】**

- 公正証書遺言能力の確認
- 特別受益の明示や持戻免除の検討
- 遺留分の検証と弁償方法の指定の検討
- 遺留分対策保険の検討
- 遺言執行者の指定
- 受益者の先死亡時の検討

**⑥ 生前贈与の検討**

**【確認書類】** ※特になし

# 「Subject」 今こそ、事業承継!

4  
Apr.

Special Feature

## 「チェック項目」

- 過去贈与の確認
- 自社株の「納税猶予贈与」の検討
- 自社株の暦年贈与の検討
- 自社株以外の事業用財産
- 不動産贈与の検討
- 遺留分放棄申述の検討
- 年金受給権贈与の検討（将来必要な資金の移転）

## ⑦ その他の財産について

### 【確認書類】

- ・ 保険証券
- ・ 金融資産リスト

### 「チェック項目」

- 名義預金などの有無の確認
- 生命保険などの加入状況確認（個人）

- 現預金・上場株など資金化容易財産の額
- 法人への貸付金の有無

## ⑧ 民法特例について

### 【確認書類】

- ・ 法人履歴事項

### 「チェック項目」

- 創業3年以上ほか前提確認
- 自社株等の「除外合意」や「固定合意」の可能性
- 他の相続人からの相対条件の予測

## ⑨ 納税猶予関係

### 【確認書類】

- ・ 直近決算書
- ・ 直近試算表

- ・ 定款
- ・ 従業員就業規則

### 「チェック項目」

- 相続後の持株予定数・持株割合の予測
- 相続株数の維持可能性
- 従業員数・退職規程のチェック（5年間従業員数8割維持）

**事業承継の資金調達支援制度を活用して円滑に事を進めていきましょう。**

代表者の死亡や退任後、事業継続のために必要な資産の買取資金や相続・贈与税納税等の資金が必要な場合に経済産業大臣の認定を受けることにより、事業承継に必要な資金を、「保証協会の別枠保証」[日本政策金融公庫]から借入れる事ができます（左図参照）。借入時

には審査があります。手続き等の流れは、経済産業大臣へ「事業承継関連資金が必要な会社」である旨の「認定」を受ける為の申請（資金必要事情・価格根拠などを証する書類添付）をして、認定日から1年以内に金融機関に対する融資や保証の申込みとなります。

- 事業分割や従業員の配置換え・リストラの可能性
- 株券不発行会社でないか確認
- 特定資産割合のチェック（70%未満）
- 特定資産運用収入のチェック（75%未満）
- 5人以上従業員維持の可能性

## 保証協会の保証

※従来枠で「経営承継関連」として最高2億9250万円まで（医療法人を除く、法人・個人の中小企業）

	借入主が法人の場合	借入主が個人事業主の場合
事象	認定中小企業者（法人）の代表者の死亡または、生前中の代表者退任（変更登記必要）に伴う下記資金	認定中小企業者（個人）の事業主の死亡または個人事業主が生前中に後継者に事業譲渡
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人が自社株を買取るための資金</li> <li>・ 法人が不動産・動産等の事業用資産を買取るための資金</li> <li>・ 法人の運転資金（下記の事由による）               <ul style="list-style-type: none"> <li>（イ）代表者の死亡または退任後3か月間の売り上げが前年同期比で80%以下となった事</li> <li>（ロ）仕入先の内20%以上のシェアを占める仕入先から不利益となる取引条件の設定または変更があった事</li> <li>（ハ）借入総額の内借入比率20%以上の借入をしてる金融機関から借入条件の悪化、借入金額の減少等の支障が生じた</li> </ul> </li> <li>・ 借入金や未払金の返済の為の資金（役員借入金・役員未払金も含む）</li> <li>・ 上記に係る付随費用の支払いの為の資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承継個人事業主が不動産・動産等の事業用資産を買取るための資金</li> <li>・ 承継個人事業主が不動産・動産等の事業用資産を相続・受贈した場合のそれらに係る部分の相続税・贈与税相当を納税するための資金</li> <li>・ 承継個人事業主が事業用資産等を相続するにあたり必要とされた代償分割資金や遺留分弁償資金</li> <li>・ 個人事業の運転資金（左記事由（法人の場合と同じ）による）</li> <li>・ 上記に係る付随費用の支払いの為の資金</li> <li>・ 借入金や未払金の返済の為の資金</li> </ul>

## 株式会社日本政策金融公庫からの借入

※医療法人を除く法人の中小企業

事象	法人代表者の死亡または生前退任（借入主はあくまでも法人の承継代表者としての個人。第三者承継の場合もOK）に伴う下記の為の資金。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の承継代表者が他の株主から自社株を買取る為の資金</li> <li>・ 法人の承継代表者が不動産・動産等の事業用資産を買取る為の資金</li> <li>・ 法人の承継代表者が自社株や事業用資産・役員貸付金・未収金等を旧代表者から相続・受贈した場合のそれらに係る相続税・贈与税相当を納税する為の資金</li> <li>・ 法人の承継代表者が自社株や事業用資産・役員貸付金・未収金等を旧代表者から相続する為に必要となった代償分割資金や遺留分弁償資金</li> <li>・ 法人の事業用資産が担保に入っている旧代表者の債務を法人の承継代表者が弁済する為の資金</li> <li>・ 法人の借入金や未払金を承継代表者が肩代わりする為の資金（役員借入金・役員未払金も含む）など</li> </ul>